

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 25年 7月 10日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ファインシンター 代表取締役 井上洋一 電話0568-88-4355					
主たる業種	輸送用機械具製造業				細分類番号	3 1 1 3	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物(廃製品含)排出量の削減、当工場のマネジメントシステムを有効に活用し、平均3%以上のCO2排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	環境管理責任者(取締役)をISO推進委員長とし、省エネルギー部会と同調し実施計画の設定及び月例の進捗管理を図り推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,440.7 トン	6,080.6 トン	6,125.3 トン		-5.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,332.4 トン	6,080.6 トン	6,125.3 トン		-3.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	前年度に引き続き、平成24年度も夏季・冬季節電を中心とした省エネ活動に取り組み基準年度比5.3%減達成できました。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産重量)	2.61	2.50	2.34		-7.28 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	前年度に引き続き、平成24年度も夏季・冬季節電を中心とした省エネ活動に取り組み基準年度比7.28%減達成できました。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0 パーセント	26.0 パーセント	26.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	照明をLED化、寄せ止めによる炉、プレスの停止、トランスの寄せ止めによる電気使用量の低減					
	(24)年度	事務所の寄せ止め、コンプレッサーの更新、原料粉変更による混合器の停止、水銀灯の蛍光灯化による電気使用量の低減					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤圏内2km以内の職員については公共交通機関及び徒歩並びに自転車の利用を厳守させている					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤圏内2km以内の職員について週に1回ノーカー運動を進めて環境負荷低減に貢献していきたいと思っています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	山科美化推進協議会・参画及び2回/年の河川清掃活動。工場構内清掃活動「クリアップ作戦」における緑地の3S活動。山科美化推進協議会(山科区2万人まち美化作戦)一斉清掃。						
特記事項	株式会社ファインシンター山科工場のエネルギー管理、対策の決定、管理権は山科工場省エネ委員会の委員長である山科工場長に委任しておりますが、この度、代表取締役が水野豊から井上洋一に変わりました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。